

第1 調査の目的等

1 目的

本調査は、育児放棄や児童虐待を防ぐ観点から、自治体、医療機関等の関係機関が連携を強化して、特定妊婦（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第5項における「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」をいう。以下同じ。）を含む、孤立した育児に陥る可能性があるなどの困難を抱える妊産婦（以下「困難を抱える妊産婦」という。）を出産前の早期の段階から把握し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援につなげることが求められていることを踏まえ、自治体等における困難を抱える妊産婦への支援の取組実態や関係機関との連携状況の調査及び課題の把握・整理を行い、関係行政の改善に資することを目的として実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

こども家庭庁⁵、厚生労働省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県（12）、市町村（特別区を含む。以下同じ。）（37）、産科医療機関（23）、相談支援機関⁶（14）

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局（北海道、関東、近畿、中国四国）

沖縄行政評価事務所

4 実施時期

令和7年6月～8年3月

⁵ 令和5年4月のこども家庭庁の設置に伴い、本調査で対象とした業務は、厚生労働省からこども家庭庁に移管されている。

⁶ 予期しない妊娠の悩み等、困難を抱える妊産婦からの相談に専門的に対応する相談窓口を運営している機関をいう。